

金融庁御中

 公益社団法人 日本証券アナリスト協会
 企業会計研究会

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の 一部を改正する内閣府令(案)」等について

2014年1月14日に公表された標記内閣府令(案)等(以下『府令案』)について、当協会内の企業会計研究会で検討した結果、下記のとおり意見を申し上げます。

記

1. 全体的な考え方

『府令案』は、企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議が2013年6月20日に公表した『国際会計基準(IFRS)への対応のあり方に関する当面の方針』を踏まえ、所要の改正によって単体開示の簡素化を図るものとされている。単体開示と連結開示、金融商品取引法に基づく開示と会社法に基づく開示で、相互に内容が重複・類似する開示項目について、内容の一体化や一方の省略によって簡素化を図るという基本方針に異存はない。連結財務諸表を作成している会社を主たる対象として、連結財務諸表において十分な情報が開示されている項目の開示を免除し、開示水準が大きく異なる項目について会社法の開示水準に合わせることを基本方針と理解している。

しかし、財務諸表利用者の立場から見ると、十分な情報が開示され、開示水準が大きく異なるとは言い難い一部の項目について、単体開示の廃止や省略が示されているのは非常に残念である。『府令案』で開示の廃止や免除を認める項目には、現行の単体開示からしか企業分析などに有用な情報が得られないものも多く含まれている。また、企業の信用力評価など、法的な負債の帰属先である単体の財務諸表を重視して分析する財務諸表利用者も少なくない。『府令案』には、こういった財務諸表利用者の利便性への配慮が欠けているという印象を受ける。

個別財務諸表の重要性は、事業活動における親会社の比重が大きい場合とそうでない場合では大きく異なるため、後述する様なきめ細かな対応が必要である。

IFRSの導入に際して財務諸表作成者の負担を軽減することは、単体開示を簡素化する大きな動機の一つであろう。しかし、IFRSを任意適用する企業がまだ数十社に留まっている現状では、2014年3月期から実施される単体開示の簡素化だけが著しく先行するという印象が強い。財務諸表利用者の多くが感じていると思われるこの様な印象を緩和するために

も、『国際会計基準(IFRS)への対応のあり方に関する当面の方針』が検討すべきとしている「連結財務諸表におけるセグメント情報の充実」に早急に取り組むことが望まれる。

以下、具体的な項目に関して我々の意見を述べる。

2. 製造原価明細表の開示の省略

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則

(売上原価の表示方法)

第75条 (略)

2 前項第2号の当期製造原価については、その内訳を記載した明細を損益計算書に添付しなければならない(ただし、連結財務諸表において、連結財務諸表規則第15条の2第1項に規定するセグメント情報を注記している場合を除く。)。…下線部を追加。

事業内容の多様化、持株会社の増加、売上高や利益における連単倍率の上昇などで、単体の【製造原価明細表】の情報価値が低下したという意見もある。逆に言えば、親会社の比重が大きく、連単倍率の低い企業や、主力工場が親会社の管理下にある企業では、依然として重要な開示情報である。

事業構造が簡素で【製造原価明細表】に情報価値のある企業に開示を限定するために、第75条第2項に(ただし、…)が追加されたと思われるが、我々は(ただし、…)の追加に反対する。(ただし、…)によれば、【セグメント情報】を開示していれば【製造原価明細表】の開示が免除されることとなるが、現行の【セグメント情報】は製造原価の開示を企図したのではなく、【製造原価明細表】の代替とはなりえないからである。

【製造原価明細表】には、原材料費、労務費、経費の金額、経費の内訳項目として減価償却費の金額も開示されている。企業の付加価値分析、損益分岐点分析では、単体の【製造原価明細表】から得られる労務費、減価償却費など固定費の情報は不可欠である。一方、連結の【セグメント情報】からは減価償却費しか把握できないため、財務諸表の利用者は企業分析における重要な情報源を失うことになる。

また、我が国の伝統的な会計基準は「モノづくり」に適しており、製造業にとってはIFRSよりも優れた会計基準であるという意見もある。会計において「モノづくり」の実態を表現している【製造原価明細書】の省略は、この様な意見とも論理的に相容れないのではないだろうか。

3. 【有価証券明細表】の廃止

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則

(附属明細表の種類)

第121条

3 財務諸表提出会社は、第1項第1号に掲げる附属明細表については、作成を要しない(次条…略…除く)。…第3項を新設

我々は、【有価証券明細表】を廃止する121条第3項の新設に反対する。従来の様式第十号では、【有価証券明細表】に「株式」「債券」「その他」の内訳が示されていた。「株式」については「コーポレート・ガバナンスの状況」で類似の情報が得られるが、純投資目的の投資株式については、当該事業年度中に保有目的を純投資目的から純投資目的以外へ変更したもの、または純投資目的以外から純投資目的へ変更したものには、銘柄、株式数、貸借対象表計上額の記載が求められていない。さらに、【有価証券明細表】で記載されていた「債券」「その他」の内訳も把握できなくなるため、金融資産の運用状況から企業が抱える投資リスクを推定することが困難になる。

4. (固定資産の再評価に関する注記) の廃止

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則

(固定資産の再評価に関する注記)

第42条 有形固定資産又は無形固定資産について再評価を行った場合(…略…)には、その旨及びその理由、当該再評価を行った年月日、当該資産の再評価前の帳簿価額、再評価額並びに再評価差額に関する会計処理の方法を注記しなければならない。…**削除**

第42条の削除により、(固定資産の再評価に関する注記)が廃止されるのは本意である。これまで本条により開示を必要とすることになった企業数が少なく、『会社計算規則』では開示を要求していないことが理由であろう。しかし、今後、活発化すると見られる民営化案件などでは、重要な情報を提供する可能性の高い項目である。従って、廃止をするならば、この様な情報に重要性がある企業に限って、投資家はその内容を把握できる代替的な情報提供の方法を検討していただきたい。

5. 会社計算規則の開示による代替

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則

(特例財務諸表提出会社の財務諸表の作成基準) …**新設**

第127条 (略) …**新設**

2 特例財務諸表提出会社は、次の各号に掲げる規定にかかわらず、当該各号に定める事項の注記をもって次の各号に掲げる規定の注記に代えることができる。…**新設**

八 第74条、第88条、第91条及び第94条 会社計算規則第104条に規定する関係会社との営業取引による取引高の総額及び営業取引以外の取引による取引高の総額…**新設**

第127条が新設され、特例財務諸表提出会社の財務諸表の新しい様式と、従来の開示を『会社計算規則』による開示で代替できる旨が定められた。今回の簡素化では、開示水準が大きく異ならない項目で代替を認める方針であるが、第127条第2項第8号に関しては不適切な印象を受ける。

『財務諸表等規則』第74条は「関係会社に対する売上高の注記」、第88条は「関係会社に係る営業費用の注記」、第91条は「関係会社に係る営業外収益の注記」、第94条は「関

係会社に係る営業外費用の注記」の規定である。これら4条の規定を『会社計算規則』第104条で代替すると、関係会社に係る営業費用と営業外収益・費用の開示がなくなり、開示水準が大きく低下すると考えられる。

6. 【有形固定資産等明細表】の新形式

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則

様式第十一号の二…*新設*

【有形固定資産等明細表】

(記載上の注意)

4. 当期首残高又は当期末残高については、取得価額により記載することができる。

様式第五号の【貸借対照表】では有形固定資産の開示は取得価額表示が原則で、第26条の規定により純額表示もできるとなっていたが、第127条の新設により様式第五号の二では純額表示に一本化される。【有形固定資産等明細表】も様式第十一号では取得価額表示であったものが、様式第十一号の二では純額表示を原則とし、「取得価額により記載することができる」とされている。

この結果、【貸借対照表】【有形固定資産等明細表】とも、今後は取得価額がまったく表示されない企業が増えることになる。有形固定資産の取得価額が開示されなくなると、企業の経営効率を評価する重要な指標の1つである投資収益率(ROI)を容易に算定することが難しくなる。さらに、従来は取得価額表示であった【有形固定資産等明細表】に、純額表示と取得価額表示が混在することになれば、比較可能性の低下は避けられないであろう。

純額表示の様式第十一号の二でも逆算によって取得原価の計算は可能であるが、財務諸表利用者が取得価額を速やかに把握できるという利便性を考えれば、【有形固定資産等明細表】では様式第十一号と同じ取得価額表示を継続すべきである。様式第十一号の二も取得価額表示のみとする様に、『府令案』の修正を検討していただきたい。

7. 主な資産及び負債の内容の開示の省略

企業内容等の開示に関する内閣府令

第二号様式(有価証券届出書)

(73) 主な資産及び負債の内容…(第三号様式(有価証券報告書)では(53)に記載)

(68)により掲げた貸借対照表のうち最近事業年度のものについて、次の科目の内容又は内訳をおおむねそれぞれに掲げるところに従い記載すること。

ただし、連結財務諸表を作成している場合又は附属明細表に掲げた科目については、記載を省略することができる。…下線部を追加。

『開示府令』第二号様式(有価証券報告書)の(73)に下線部が追加され、連結財務諸表を作成していれば、「主な資産及び負債の内容」の開示を省略できる旨が定められた。今回の簡素化は、連結財務諸表において十分な情報が開示されている項目について財務諸表に

おける開示を免除するという基本方針に基づいているが、「主な資産及び負債の内容」の開示項目を一律に省略することができるとするのは不適切な印象を受ける。

「主な資産及び負債の内容」には、取引先に信用不安が生じた場合にその影響度を分析する上で重要な売掛金、買掛金、受取手形、支払手形の相手先別内訳や、資金繰りを分析する上で有用な売掛金の回転期間、期日別の受取手形残高など、連結財務諸表の注記では得られない情報が多く含まれている。これらは、提出会社のみならず連結グループ全体の資産評価に重要な役割を果たしており、この様な分析に支障をきたすと考えられる。

8. (配当制限に関する注記) の非財務情報化

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則

(配当制限に関する注記) …*削除*

第 68 条の 2 会社法以外の法律の規定又は契約により、剰余金の配当について制限を受けている場合には、その旨及びその内容を注記しなければならない。…*削除*

企業内容等の開示に関する内閣府令

第二号様式 (有価証券届出書)

(54) 配当政策… (第三号様式 (有価証券報告書) では(34)に記載)

- c 会社法以外の法律の規定又は契約により、剰余金の配当について制限を受けている場合には、その旨及びその内容を注記すること。…*新設*

『会社計算規則』では開示を要求していないため、(配当制限に関する注記) の開示を定めた第 68 条の 2 が削除された。しかし、『開示府令』第三号様式 (有価証券報告書) の(34) 配当政策に同様の規定が新設され、非財務情報としての開示が義務付けられた。配当制限は、コベナンツにより制限が設けられている場合には、株主だけでなく社債投資家などにも重要な情報であり、この様な形で開示が継続される点は評価したい。

以上